

# 告 示

## 埼玉県選管告示第四十五号

平成二十九年十月二十二日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百四十四条の二第五項の規定により候補者がポスター掲示場にポスターの掲示を開始できる期日は、平成二十九年十月十日とする。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 細 田 徳 治